
第8回 手稻山口地域協議会

【日時】 令和5年11月28日（火）14:00～
【会場】 山口処理場管理棟 会議室



次 第

- 1 開 会
- 2 工事の現状と今後の見通しについて
- 3 報告事項等
- 4 規約の改正について
- 5 今後の地域づくりについて
 - (1) 前回の振り返りと進捗報告
 - (2) 土地利用及び道の駅に関する勉強会
- 6 その他
- 7 閉会

手稲山口受入地の工事進捗と今後の予定について

平素から、北海道新幹線事業にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。手稲山口受入地工事の進捗状況と今後の予定についてお知らせいたします。

○工事の進捗状況と今後の予定について

現在、発生土（対策土）の受入れ、遮水シートの施工等を継続して行っております。また、受入地の南西側では12月から来年2月頃まで遮水壁工事を行い、これをもって受入地全体の遮水壁工事は完了いたします。



受入地全景（北側から南西側を望む）（令和5年10月）



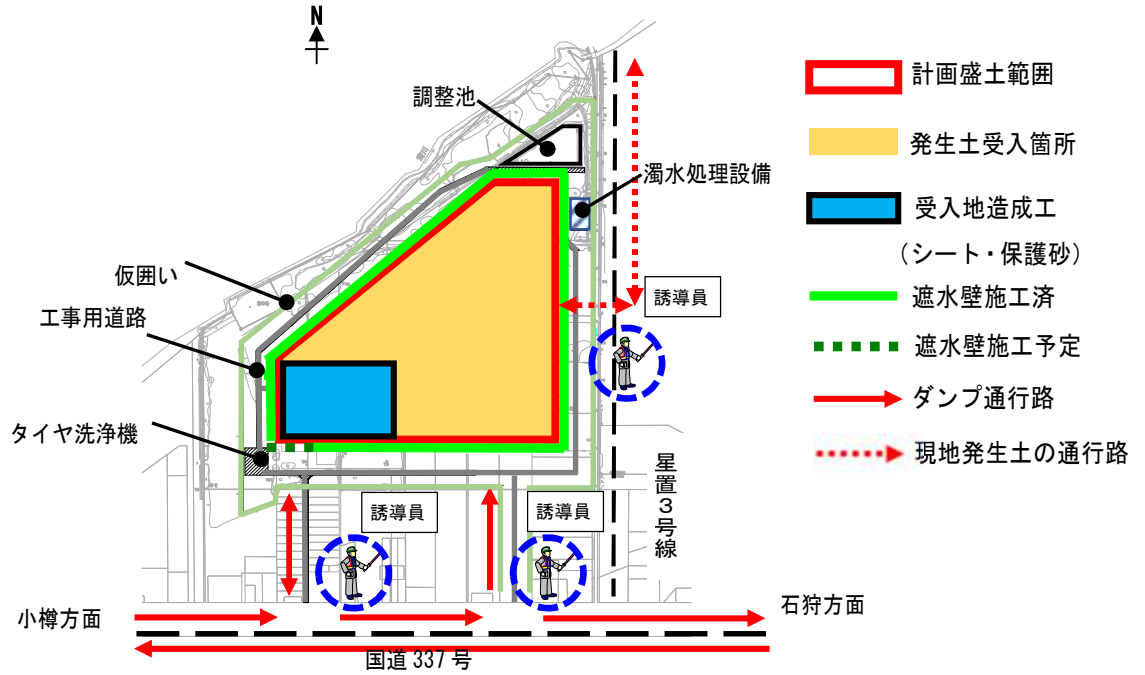
受入地南西側 造成状況（令和5年10月）

令和6年3月までの主な作業

	12月	1月	2月	3月
地盤改良		※令和6年4月から再開予定		
遮水シート	■			
発生土受入れ	■	■	■	■
遮水壁工	■	■	■	完了
現地発生土運搬（※）	■	■	■	■

※現場状況に応じて実施予定（実施する場合：平日のみ、週に1～2日程度）

（裏面に続きます）



○安全・環境対策

12月以降も発生土（対策土）の運搬に伴い、国道337号を通行するダンプトラックは1日で最大400台程度が見込まれます。また、現地発生土の運搬で星置3号線もダンプトラックの通行があります。工事用道路出入口には誘導員を配置し、引き続き安全に十分配慮します。

発生土（対策土）を運搬するダンプトラックは、荷台をシートで覆い、運搬時の飛散防止に努めるとともに、受入地から出る際には、タイヤ洗浄機でタイヤをきれいにし、公道を汚さない対策を徹底します。



タイヤ洗浄状況



荷台のシート状況

(次ページに続きます)

○水質モニタリング

令和5年7月から10月までの水質調査結果では、地下水①⑤、河川水R①②の4箇所では基準値を超過しました。地下水①⑤の採取地点は、地下水の流れから受入地より上流側に位置しているため、ヒ素の基準値超過は、ヒ素を含む土壌が広く分布している札幌市の地域特性に起因したものであると考えられます。

河川水R①②は、発生土受入前の令和3年7月及び9月の水質調査において、ヒ素の基準値超過を確認しており、地下水①⑤と同様に地域特性に起因したものと考えております。水質モニタリングを継続し、環境への影響を注視してまいります。



ヒ素検出状況

(単位 mg/L)

採取地点名	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10
地下水①	0.010	0.011	0.008	0.010
地下水②	0.006	0.007	0.006	0.005
地下水③	0.006	0.008	0.007	0.004
地下水④	0.003	0.003	0.003	0.003
地下水⑤	0.012	0.014	0.014	0.014
地下水⑥	0.005	0.005	0.006	0.006
河川水R①	0.016	0.037	0.026	0.009
河川水R②	0.017	0.022	0.028	0.014
河川水R③	0.001	0.001	0.001	0.001
	未満			

基準値 0.01mg/L 以下

○粉じんモニタリング

令和3年12月1日から受入地と星置地区センターの2地点で粉じんモニタリングを実施しております。粉じんの量については、受入開始前とほぼ同等の値となっております。引き続き、粉じん防止剤の散布や散水等の粉じん対策を実施し、粉じんの抑制に努めてまいります。

総粉じん濃度 (単位 mg/m³)

採取地点名	R3.2	R3.4	R3.6	R3.12 前半	R5.7 前半	R5.7 後半	R5.8 前半	R5.8 後半	R5.9 前半	R5.9 後半	R5.10 前半	R5.10 後半
受入地	0.016	0.032	0.025	0.026	0.040	0.033	0.027	0.035	0.026	0.023	0.033	0.025
星置地区	—	—	0.024	0.021	0.025	0.024	0.019	0.021	0.018	0.019	0.022	0.017

※総粉じん濃度とは、測定期間中に粉じん測定器で吸引して集めた粉じん量を体積で割って算出したものです。測定期間中の体積 1m³ 中にある粉じん量です。

(裏面に続きます)



粉じん測定位置



粉じん測定器 (星置地区)

今後も適切に工事を行うとともに、水質及び粉じんモニタリングを継続することにより地域環境の保全に努めてまいります。

現場見学会を開催しました！

10月21日(土曜日)、山口西・山口東町内会の皆様を対象に工事現場見学会を開催しました。現場見学会では、手稲山口発生土受入地、札幌トンネル富丘工区を巡り、トンネルの掘削から発生土を受入地内へ搬入するまでの流れや工事現場で行っている安全・環境対策について確認いただきました。



手稲山口発生土受入地



札幌トンネル富丘工区

【工事に関するお問合せ先】

鹿島・岩田地崎・荒井・森川

北海道新幹線、札幌トンネル(星置)特定建設工事共同企業体

電話：011-590-1375 (担当：新明(しんみょう)、桜井(さくらい))

【事業に関するお問合せ先】

鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局 札幌西鉄道建設所

電話：011-612-5000 (担当：小林(こばやし)、柳瀬(やなせ))

手稲山口地域協議会 規約

(名 称)

第1条 この会は、手稲山口地域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、手稲山口地区の北海道新幹線トンネル発生土受入地（以下「発生土受入地」という。）への発生土の受入にあたり、工事の安全性の確認とともに、地域課題の共有を図り、住民同士の意見交換やそれに基づく活動を通じて地域の活性化に寄与することを目的とする。

(活 動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 発生土受入地における工事状況の確認
- (2) 発生土受入地の盛土工事完了後の跡地利用の検討
- (3) 手稲山口地区の地域振興のための課題の共有
- (4) 協議会の活動内容の情報発信
- (5) その他協議会目的の達成のために必要な活動

(組 織)

第4条 協議会は、次の者の中から、山口西町内会、山口東町内会が推薦する者をもって構成する。

- (1) 山口西町内会、山口東町内会の区域に居住する者
- (2) 山口西町内会、山口東町内会の区域内で農業、事業等を営む者
- (3) 山口西町内会、山口東町内会の区域内の学校、病院、事業所等に勤務する者

(情報発信)

第5条 協議会の活動結果の概要については、意見の発言者などが特定されない形式で、広く公表することとする。

(事務局)

第6条 事務局は、札幌市新幹線推進室及び鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局が担う。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

附 則

1 この規約は、令和3年12月5日から施行する。

手稲山口地域協議会規約 新旧対照表（案）

現 行	改 正 後
<p>(名 称)</p> <p>第1条 この会は、手稲山口地域協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 協議会は、手稲山口地区の北海道新幹線<u>トンネル</u>発生土受入地（以下「発生土受入地」という。）への発生土の受入にあたり、工事の安全性の確認とともに、地域課題の共有を図り、住民同士の意見交換やそれに基づく活動を通じて地域の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>(活 動)</p> <p>第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 発生土受入地における工事状況の確認 (2) 発生土受入地の盛土工事完了後の跡地利用の検討 (3) 手稲山口地区の地域振興のための課題の共有 (4) 協議会の活動内容の情報発信 (5) その他協議会目的の達成のために必要な活動 <p>(組 織)</p> <p>第4条 協議会は、次の者の中から、山口西町内会、山口東町内会が推薦する者をもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 山口西町内会、山口東町内会の区域に居住する者 (2) 山口西町内会、山口東町内会の区域内で農業、事業等を営む者 (3) 山口西町内会、山口東町内会の区域内の学校、病院、事業所等に勤務する者 <p>(情報発信)</p> <p>第5条 協議会の活動結果の概要については、意見の発言者などが特定されない形式で、広く公表することとする。</p>	<p>(名 称)</p> <p>第1条 （現行のとおり）</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 協議会は、手稲山口地区の北海道新幹線<u>建設工事</u>発生土受入地（以下「発生土受入地」という。）への発生土の受入にあたり、工事の安全性の確認とともに、地域課題の共有を図り、住民同士の意見交換やそれに基づく活動を通じて地域の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>(活 動)</p> <p>第3条 （現行のとおり）</p> <p>(組 織)</p> <p>第4条 （現行のとおり）</p> <p>(情報発信)</p> <p>第5条 （現行のとおり）</p>

<p>(事務局)</p> <p>第6条 事務局は、札幌市新幹線推進室及び鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局が担う。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、令和3年12月5日から施行する。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第6条 (現行のとおり)</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 (現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、令和3年12月5日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和5年規約)</u></p> <p><u>1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>
--	---

手稲山口

地域づくりに向けて

地域協議会

第8回

令和5年11月28日（火）

14：00～

山口処理場管理棟 会議室

オリエンテーション

（1）前回の振り返りと
進捗報告

（2）土地利用 及び 道の駅
に関する勉強会

(1) 前回の振り返りと進捗報告

第7回協議会のご意見

都市近郊地域の農業や、ブランド農産物をはじめとする地域の魅力を発信していこう！

- ・農業が盛んで、自然が豊かであり、小樽や観光地が近いという魅力を活かしたまちづくりを進めていきたい。
- ・道の駅について、議論していきたい。
- ・四季を通じて美しいロケーションが楽しめるような景観づくりが必要である。

風雪太鼓を多くの人に知ってもらい継承していこう！

- ・現状でも風雪太鼓の認知度は高いが、中学校の部活動が忙しくなることで脱退する団員が多いことが課題である。
- ・地域の文化として、風雪太鼓に限らず地域のお祭りを大事にしていきたい。

豊かな農地を守りながら、地域の現状に合わせた土地利用を考えていこう！

- ・民間企業と連携して人が集まる場所ができないか。民間企業の動きに合わせて土地利用を検討できると良い。
- ・土地利用の勉強会の実施はとても良い。札幌市関係部署等からも意見を聞きたい。

大切な産業や文化を将来に受け継いでいくため、新しい仲間を増やしていこう！

- ・大学との連携はぜひ進めていきたい。農業関連の学部とも意見交換を行いたい。
- ・協議会だより等を通じて、地域づくり方針に対する意見を広く地域住民に聞くことは良い取組である。

(1) 前回の振り返りと進捗報告

手稲山口地区・地域づくり方針（令和4年度）

地域づくりの方向性	取組方針	地域の取組例 ●時間をかけて検討が必要な取組 ・すぐに始められそうな取組
産業の価値を高める	都市近郊地域の農業やブランド農産物をはじめとする地域の魅力を発信していこう！	<ul style="list-style-type: none"> ●都市近郊地域のメリットを活かした活気ある地域づくりの実践 ●観光や環境の要素を取り入れた持続可能な取組を検討 ●常設の直売所・農業体験・加工施設（道の駅等）の設置を検討 ・既存の直売所や農産物の販売情報の発信（マップ・SNS等） ・仮設の施設でのマルシェや農業体験等のイベント ●大学との連携による農業のデジタル化・ブランディング等の研究 ・連携に向けて、大学や研究室へのアプローチ
大事な文化を継承する	風雪太鼓を多くの人に知ってもらい継承していこう！	<ul style="list-style-type: none"> ●練習場所や発表の場の充実（拠点施設の検討等）
将来の土地利用を考える	豊かな農地を守りながら、地域の現状に合わせた土地利用を考えていこう！	<ul style="list-style-type: none"> ●地域に必要な土地利用の検討 ・耕作放棄地等の現状把握と課題・改善点の整理 ●土地利用の学びを深める勉強会 ●受入地活用について、地域づくりの取組と位置づけて検討 ・活用に向けた基礎情報の整理・把握
地域の担い手を育てる	大切な産業や文化を将来に受け継いでいくため、新しい仲間を増やしていこう！	<ul style="list-style-type: none"> ●地域づくりの連携先・仲間づくり ・地域の企業や学校等連携先の発掘とアプローチ ・新しい担い手や連携先との意見交換会 ●農業の担い手づくり ・学生アルバイトやインターンの受け入れ ・事例の勉強会・見学会

後半の勉強会

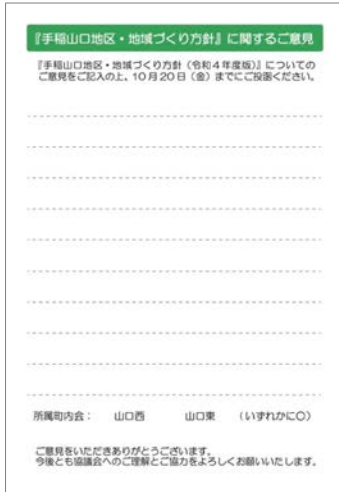
意見収集の概要

目的：地域づくり方針について、広く地域の皆様のご意見をいただく

方法：手稲山口地区への全戸配布

期間：[配布] 9月22日～[締切] 10月20日

回収数：4通（山口西:2通, 山口東:2通）



意見収集の結果

意見No	所属町内会	意見	地域づくり方針との関係
1	山口西	手稲山口地区の活性化の為に企業誘致してはどうか。例えば千歳に誘致した半導体メーカー「ラピダス」や、北広島のように「日本ハム」などの大手企業を誘致したことによって、人口が増え土地の価格も上昇し、大学なども呼び込むことが出来たので、どうでしょうか。	・ 将来の土地利用を考える
2	山口東	山口地区の現状は、全地域の50%は行政用地として利用されており、残る農地は、国道337号線で分断されており耕作のため横断も儘ならぬ状態であります。依って残る農業のブランドを守り活性化するには、道路を生かした(道の駅)や流通関連の土地利用が不可欠です。どうか協議会で協議願いたい結果を出して下さい。	・ 産業の価値を高める ・ 将来の土地利用を考える
3	山口東	①札幌駅周辺の発生土は住民への事後報告になり、最初からうやむやにする事を疑わられても言い訳できないのではないかと。当局の誠意を疑う。今後、しっかりと住民に納得できる様に報告願いたい。	—
		②手稲山口の農家さんの高齢化と後継者不足の問題が有り、農家さんの減少は今後も一部の数少ない農家さんで賄うしかない現状です。目を外に向けて休耕地の活用を積極的に他から受け入れるように活動したらどうか(貸し畑等)。	・ 将来の土地利用を考える ・ 地域の担い手を育てる
4	山口西	山口地区に①デマンド交通を、出来ないなら、②タクシー補助を ※バス便が充実してあるのなら敬老バス等で負担も少ないのであるが、そもそも山口地区はバス便が皆無である。札幌市は生活交通路線維持で補助金を受け路線を維持しているはずである。山口地区が札幌市内であるなら、他地区同様な交通を考えるべきだ。山口地区の住民はタクシー代の負担が大きすぎる。	—

第1回地域づくり部会の報告

【日時】 令和5年10月5日(木)17:00-18:40

【場所】 星置地区センター内

【地域からの参加者】 2名 (いずれも規約第4条に定める構成者)

【主なご意見】

- ・ 農業の担い手不足が課題だが、空いている土地などを弾力的に活用ができるとうい。農家を続けるには、安定した収入を得ることも大切。
- ・ 都市近郊の農業は少量多品種という特性がある。都市近郊ならではの新しい農業の形を見せていけると良い。
- ・ 観光地としての魅力になるようなキャンプ場などを作ってはどうか。海や山が近い手稲山口の立地を活かして、いろいろな文化が混ざり合う場として地域づくりを考えていけると良い。
(食×スポーツ×アウトドア×レジャー×アートなど)
- ・ 何かしらの活動をしたくても、地域に居住する人が少なすぎる。意見を集めるのであれば、周辺地域にも広げて声をかけてみてはどうか。
- ・ 受入地活用のアイデア出しをやってみてはどうか。

【今後の予定】 令和6年1月頃に第2回開催 (予定)

令和5年度の進め方

手稲山口地域協議会

6月 第7回協議会

- ・ 令和5年度の進め方
- ・ 部会を含めた取組体制

・ 「地域づくり方針」への意見収集

11月 第8回協議会

- ・ 土地利用 及び 道の駅に関する勉強会

2月 第9回協議会

- ・ 受入地の活用についての意見交換

地域づくり部会

10月 第1回部会

- ・ 今後の地域づくりに向けた意見交換

1月 第2回部会

- ・ 受入地活用についての意見交換

(2)

土地利用 及び 道の駅 に関する勉強会

1) 勉強会の目的

土地利用について

山口西・山口東地区の土地利用に関して、関係法令や基準などにおける現状を共有すること

道の駅について

道の駅とはどのような施設なのかを共有すること

2) 土地利用について

土地利用にあたっては、各種法令により、様々な土地の利用に関するルールが設けられています

手稲山口地区の土地利用に関係する主なルールとして、
下記の2つをご紹介します

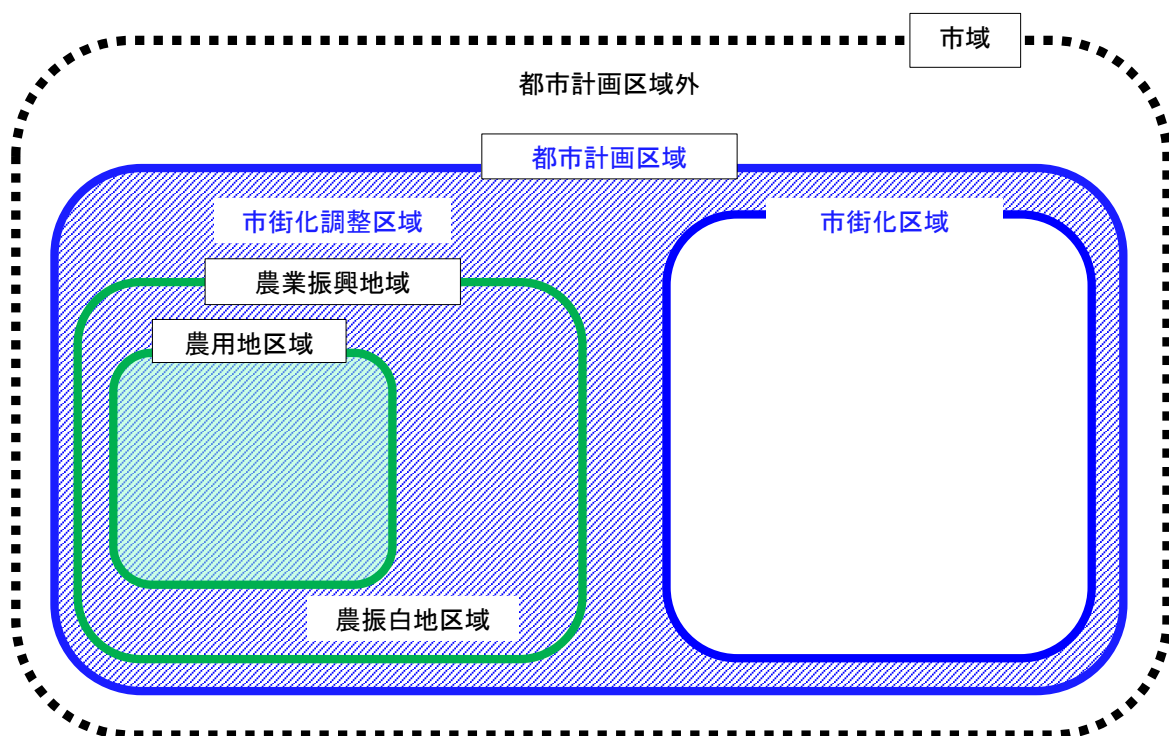


① **区域区分制度** (都市計画法)

② **農業振興地域制度** (農振法)

2) 土地利用について

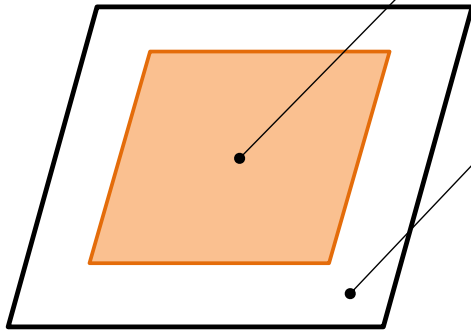
都市計画法と農振法のイメージ (札幌市の場合)



① 区域区分制度 (都市計画法)

目的：都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るための制度

都市計画区域



市街化区域

- ・ 既成市街地
- ・ 市街化を図るべき区域

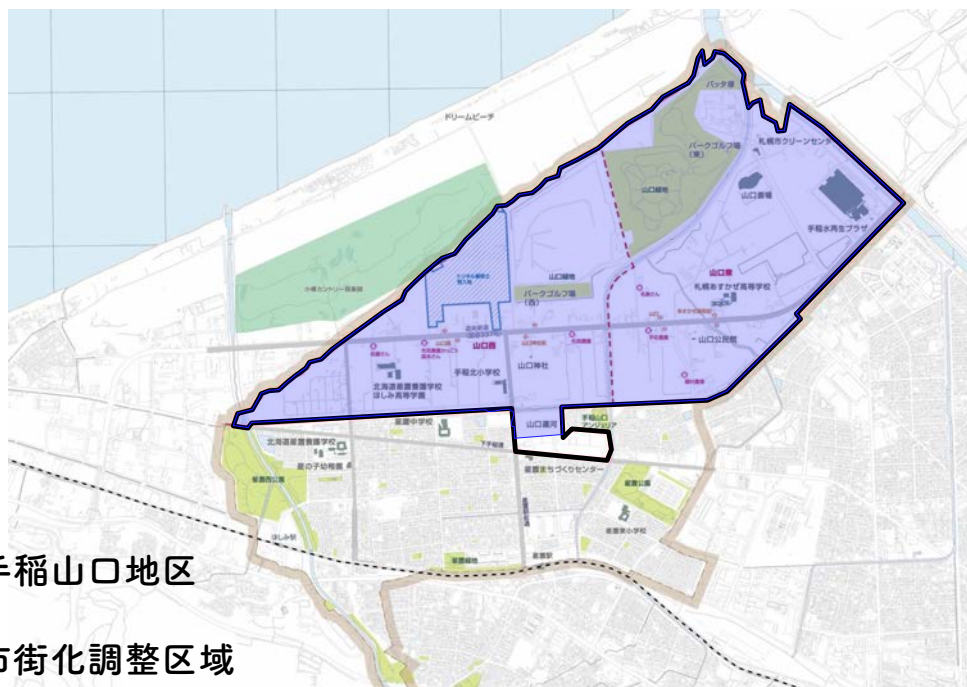
市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域

原則として、建築物の建築、増改築または用途変更は不可

【参考】土地利用計画制度 (国土交通省都市局都市計画課)

手稲山口地区 (山口東、山口西町内会のエリア) の 大部分は、市街化調整区域である



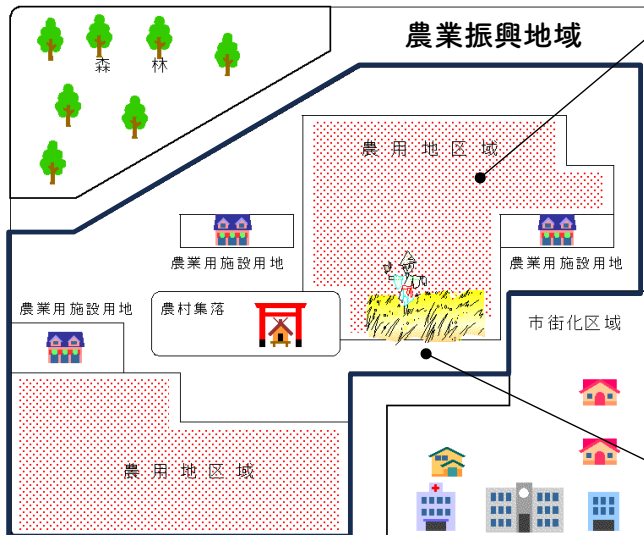
手稲山口地区

市街化調整区域

② 農業振興地域制度 (農振法)

目的：農業振興を図ることが必要な地域で、農業施策を計画的に推進するための制度

イメージ図



農用地区域

- ・ 農地
- ・ 採草放牧地
- ・ 混牧林地
- ・ 農業用施設用地

原則転用禁止

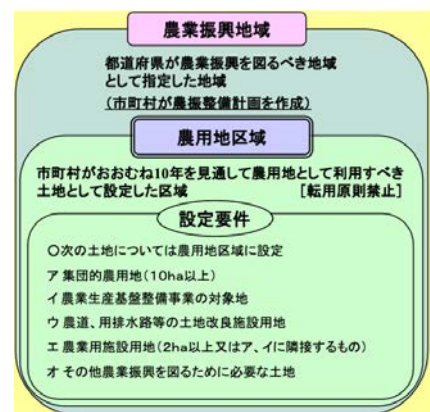
※札幌市の場合、市街化調整区域内でもあるため「原則として、建築物の建築、増改築または用途変更も不可」

農振白地地域

【注】札幌市内の農用地区域では「農地」と「農業用施設用地」のみが指定されています

【参考】農業振興地域制度とは (北海道庁HP)

手稲山口地区の農業振興地域

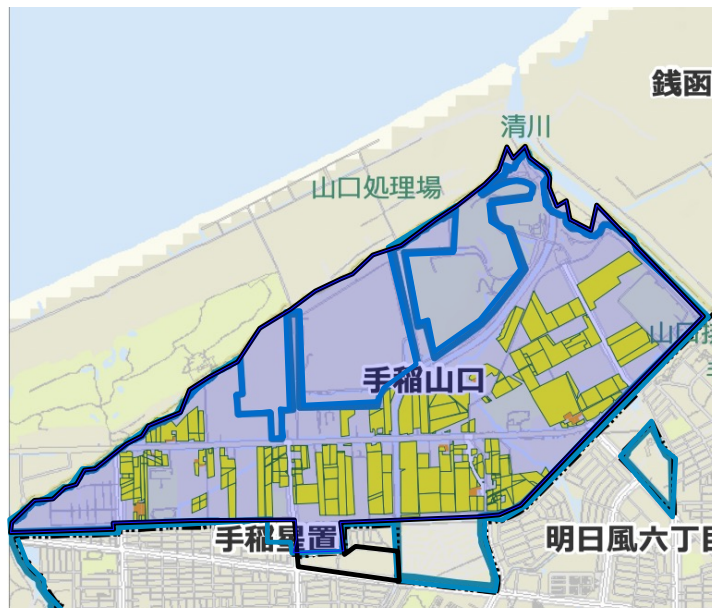


凡例

- 農振地域
- 農用地区域
- 農業用施設用地

【出典】札幌市農用地利用計画図 (平成30年度)

市街化調整区域、農振地域、農用地区域の関係

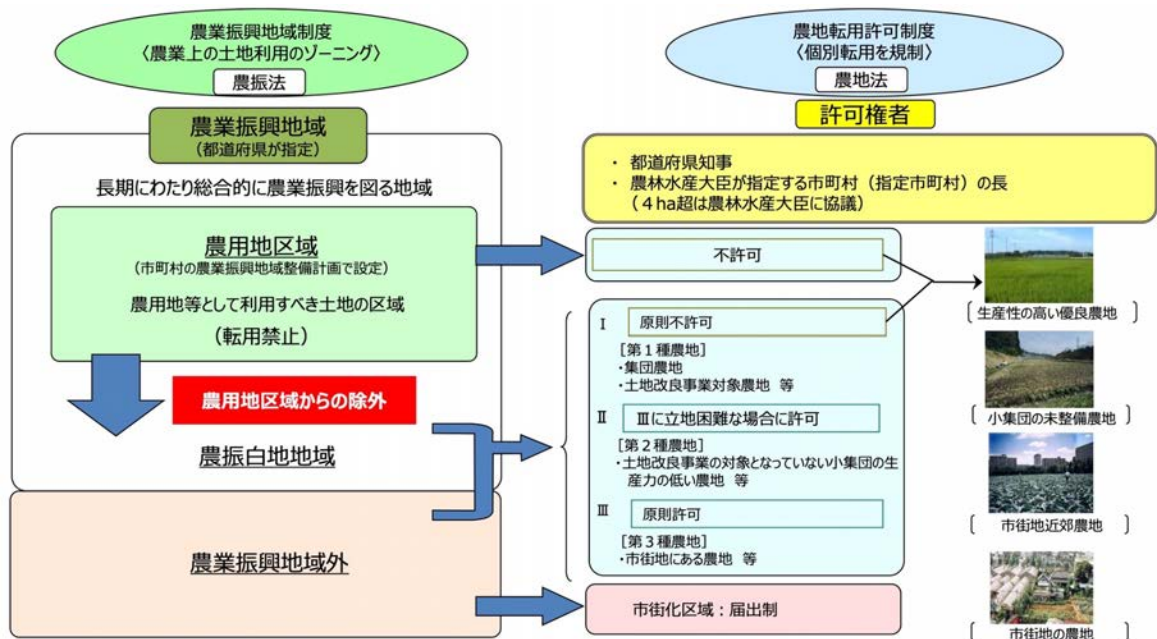


凡例

- 農振地域
- 農用地区域
- 農業用施設用地
- 手稲山口地区
- 市街化調整区域

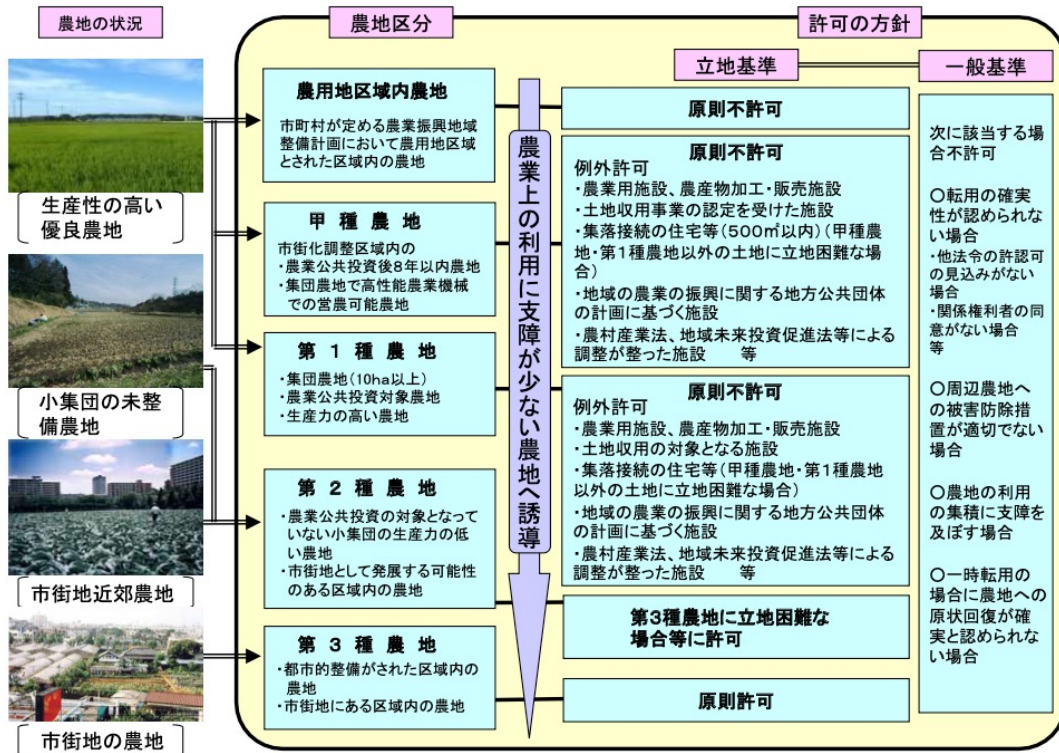
【参考】農地転用許可制度（農地法）

目的：優良農地を確保し、計画的な土地利用を図る



【出典】農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要（内閣府）

【参考】農地転用の基準



【出典】農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要（農林水産省）

【参考】農業用施設用地への転用の事例

農業用倉庫 (選果場などの管理施設)

畜舎など (生産施設)

農産物直売所 (農業交流関連施設)

→別途「認定」が必要となります

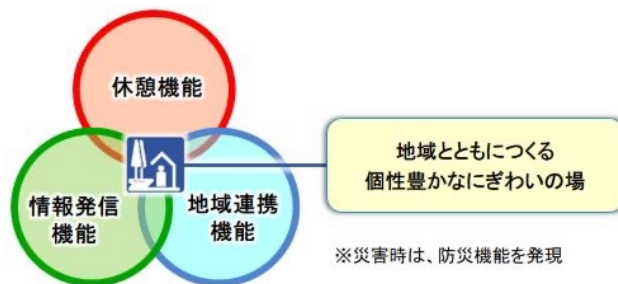
3) 道の駅について

①道の駅とは

- 目的**
- ・道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供
 - ・地域の振興に寄与

基本 コンセプト

休憩機能	・24時間、無料で利用できる駐車場・トイレ
情報発信機能	・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供
地域連携機能	・文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設



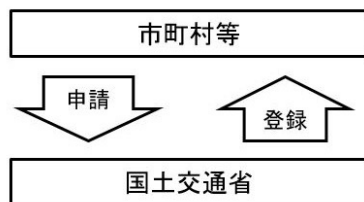
【出典】道の駅案内ホームページ（国土交通省）

3) 道の駅について

設置者と登録

- ・「道の駅」は、市町村又はそれに代わり得る公的な団体が設置
- ・登録は、市町村長からの登録申請により、国土交通省で登録
- ・整備の方法は、道路管理者と市町村長等で整備する「一体型」と市町村で全て整備を行う「単独型」の2種類

「道の駅」の登録手続き



「道の駅」の登録数

令和5年8月4日時点
「道の駅」総数1,209駅
うち一体型：663駅(55%)
うち単独型：546駅(45%)

(※) 道内登録数は127

整備主体と整備内容



【出典】道の駅案内ホームページ（国土交通省）

登録要件

●休憩機能

- ・利用者が無料で24時間利用できる
 - 1 十分な容量を持った駐車場
 - 2 清潔なトイレ（原則、洋式）
 - 3 子育て応援施設（ベビーコーナー等）

●情報発信機能

- ・道路及び地域に関する情報を提供（道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報等）

●地域連携機能

- ・文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設

●その他

- ・施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化

●設置者

- ・市町村または市町村に代わり得る公的な団体※

※都道府県、地方公共団体が1/3以上を出資する法人、市町村が推薦する公益法人、または、市町村から土地・建物の貸与を受け、市町村と管理運営についての協定を締結する法人

【出典】道の駅案内ホームページ（国土交通省）

②施設を整備する場合の手順



【参考】



【出典】農林水産物直売所取組事例集（農林水産省）

まとめ

- ・ 「市街化調整区域」は原則建築許可はできない
- ・ それに加え、「農振地域にある農用地区域」については、原則農業用途以外への転用はできない
- ・ 道の駅などの施設整備については、土地利用上の制約を踏まえ、具備する機能を考えることが大切